

中本保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当保育園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設設置主体・運営主体

(設置主体)

名称	社会福祉法人 なみはや福祉会
所在地	大阪府天王寺区東高津町12番10号 大阪府立社会福祉センター内
電話番号	06-6761-3010
代表者氏名	理事長 竹本 榮

(運営主体)

名称	社会福祉法人 なみはや福祉会
所在地	大阪府天王寺区東高津町12番10号 大阪府立社会福祉センター内
電話番号	06-6761-3010
代表者氏名	理事長 竹本 榮

2 利用施設

施設の種別	保育所
施設の名称	中本保育園
施設の所在地	大阪府東成区中本4-12-1
連絡先	電話番号：06-6971-6195 F A X：06-6971-6196
施設長	園長 高木典子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 3人 1歳児 13人 2歳児 14人 3歳児 15人 4歳児 16人 5歳児 16人
利用定員	満3歳以上の児童 39人 満1歳以上満3歳未満の児童 18人 満1歳未満の児童 3人
開設年月日	平成31年4月1日
事業所番号	2710051006551

3 施設の目的・運営方針

中本保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3) 「当園」は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	442.11㎡	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造・2階建
	延べ面積	289.43㎡
園庭	地上園庭231.26㎡	

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	6室	もも組（満0歳児クラス）、さくら組（満1歳児クラス）、たんぼば組（満2歳児クラス）、ちゅうりっぷ組（満3歳児クラス）、すみれ組（満4歳児クラス）、ひまわり組（満5歳児クラス）について各1室
多目的室	1室	用品。教材保管。
調理室	1室	1階

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び延長保育の提供
下記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 特別支援教育・障がい児保育
障がいのある子どももない子どもも、地域や保育園で育ちあう保育を進めています。
- (3) 園庭開放（地域交流）
保育園の庭で遊んだりします。また、地域の施設との交流もあります。
- (4) 子育て相談事業
子育ての悩みなどを電話で受け付けています。
《受付：月曜日～金曜日 午前9時から午後5時》

6 職員の職種、職員数及び職務の内容

令和7年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	保育所運営をつかさどり、所属職員を監督	1人	1人		
主任保育士	園長を助け、命を受けて保育所運営業務の一部を補佐、児童の保育等をつかさどる	1人	1人		
保育士	児童の保育等をつかさどる	15人	9人	6人	
栄養士	児童の発達段階に応じ、献立を作成し、給食及びおやつを調理する	2人	2人		
調理員（上記栄養士を含む）	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	3人	2人	1人	
嘱託医	年に2回の内科検診及び相談、年に1回の歯科検診及び相談	2人		2人	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち、7時間45分
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち、7時間45分
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち、7時間45分
栄養士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち、7時間45分
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち、7時間45分

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、止むを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

保育園において調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時40分頃	15時頃	
5歳児		11時40分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。

(4) 栄養士の配置状況（再掲）

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
児童の栄養指導及び管理	2人	2人	0	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料相当額の施設使用料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
- (3) 実費徴収に係る補足給付事業
大阪市にお住いの生活保護世帯等（利用者負担額表における第1階層）の児童の保護者に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額2,500円を上限に申請により助成されます。

11 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのあることとなりながらも共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき当園に入所決定され、支給認定を受けた児童の保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	寺口小児科クリニック
医 院 長 名	寺口正之
所 在 地	大阪市東成区大今里西1-26-5
電 話 番 号	06-6753-8241

(2) 歯科

医療機関の名称	松井歯科
医 院 長 名	松井康彦
所 在 地	大阪市東成区東小橋1-14-31
電 話 番 号	06-6976-4747

15 緊急時の対応

入園されている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・ 窓口担当者 北村悠季子
	・ ご利用時間 9時00分 ～ 17時00分
第三者委員	・ 電話番号 06-6971-6195
	・ F A X 06-6971-6196
	担当者不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
	土井憲之 森本宮仁子
	電話番号 06-6710-4461
	社会福祉法人 なみはや福祉会 監事
	電話番号 06-6710-4461
	社会福祉法人 なみはや福祉会 監事

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入していただくととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	年額375円（園負担165円、保護者負担210円）

※ 詳しくは、別途配付する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」をご確認ください。

20 児童の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	2人	3人	3人
1歳児	6人	6人	9人
2歳児	12人	12人	11人
3歳児	15人	14人	10人
4歳児	15人	13人	12人
5歳児	13人	15人	13人
合計	63人	63人	58人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和7年度受審	概ね良好
自己評価の実施状況	毎年度実施	次年度に反映

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
公表・公示案件はありません。

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は、すべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	当園への自動車での通園は、原則認められません。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求め理由及び目的	金額
給食費	3、4、5 歳児の給食提供に係る実費負担	月額 5,900 円 (主食費 1,100 円を含む)
行事費	園外保育に係る実費負担 (交通費・入館料) (4,5 歳児・年 5 回程度)	160 円～ 1,500 円程度
被服費	帽子、スモック (1～5 歳児入園時のみ)	3,600 円
〃	運動着 (半ズボン・3,4,5 歳児・入園時のみ)	600 円
教材費	ピアニカ拭き口 (4 歳児)	1 個 440 円
写真代	各学年、アルバムに収める写真代	1,000 円
アルバム代	5 歳児 (製本、集合写真 等)	3,500 円
保険代	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険	年間 210 円

2 時間外保育に係る利用者負担
保育短時間認定児童の利用分

	所得区分	1時間まで	2時間まで	2時間超
月額制	市民税課税世帯	2,900円/月	5,900円/月	6,800円/月
	市民税 非課税世帯	1,000円/月	2,000円/月	2,300円/月
	ひとり親世帯等 生活保護世帯	0円/月	0円/月	0円/月
日額制	-	300円/日	600円/日	700円/日

※ ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯と在宅障がい児(者)世帯

なお、保育短時間認定児童にかかる利用時間は、保育短時間の開始前（8時まで）と、保育短時間の開始後（16時以降）の時間を通算して計算します。

※ 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を発行します。